

九州地方整備局港湾・空港工事特記仕様書共通編

令和 4 年 4 月  
国土交通省 九州地方整備局  
港湾空港部

## 九州地方整備局港湾・空港工事特記仕様書共通編 目次

番号	適用	項目
8-1-1		適用
		特記事項
8-1-2		高気圧作業の安全衛生規則について
8-1-3		濁りの発生について
8-1-4		既設構造物への損傷について
8-1-5		コンクリートの推定強度の算定について
8-1-6		カキ殻等の除去及び処分について
8-1-7		貝殻くず等の除去及び処分について
8-1-8		石綿傷害予防法について
8-1-9		構造物管理用測量用鋏の設置について
8-1-10		制限区域への立入について
8-1-11		鯨に対する安全対策について
8-1-12		地下埋設物について
8-1-13		低騒音型・低振動型機械の使用について
8-1-14		ISO認証取得の活用工事について
8-1-15		施工プロセス試行工事について
8-1-16		技術提案について
8-1-17		技術的所見について
8-1-18		配慮事項について
8-1-19		出来高部分払方式の固定式の場合について
8-1-20		出来高部分払方式の選択式の場合について
8-1-21		出来高部分払方式の実施について
8-1-22		低入札価格調査制度の工事コスト調査について
8-1-23		設計三者会議の設置について
8-1-24		三者連絡会の設置について
8-1-25		管理技術者等の配置等について
8-1-26		管理技術者等及び品質監視員の配置等について
8-1-27		監督職員等からの不適切な指示を受けたと思料される場合の対応について
8-1-28		任意着手制度対象工事の技術者の配置について
8-1-29		公表後の工事数量及び施工条件の変更について
8-1-30		設計変更協議会の設置について
8-1-31		契約内容の変更手続きについて
8-1-32		想定した費用の施工方法等の変更について
8-1-33		設計変更等について
8-1-34		行政情報流出防止対策の強化について
8-1-35		工事書類簡素化の試行について 別紙:工事書類簡素化一覧表
8-1-36		工事書類集約化の試行について 別紙:工事書類集約化一覧表
8-1-37		クイックレスポンス実施工事について
8-1-38		ICT浚渫工(発注者指定型)「ICTを活用した施工」について
8-1-39		ICT浚渫工(施工者希望型)「ICTを活用した施工」について
8-1-40		ICT基礎工(発注者指定型)「ICTを活用した施工」について
8-1-41		ICT基礎工(発注者指定型)「ICTを活用した施工」について(機械均し)
8-1-42		ICT基礎工(施工者希望型)「ICTを活用した施工」について
8-1-43		ICT基礎工(施工者希望型)「ICTを活用した施工」について(機械均し)
8-1-44		ICTブロック据付工(発注者指定型)「ICTを活用した施工」について
8-1-45		ICTブロック据付工(施工者希望型)「ICTを活用した施工」について
8-1-46		ICT本体工(発注者指定型)について
8-1-47		ICT本体工(施工者希望型)について
8-1-48		ICT海上地盤改良工(発注者指定型)について
8-1-49		ICT海上地盤改良工(施工者希望型)について

8-1-50		休日確保評価型試行工事について
8-1-51		快適トイレの試行
8-1-52		働きやすい職場環境を整備した工事について
8-1-53		担い手育成活動を実施した工事について
8-1-54		工物品質確保調整会議について
8-1-55		品質管理について(空港)
8-1-56		工専用道路の清掃について(空港)
8-1-57		他工事との工事工程及び施工方法の協議について(空港)
8-1-58		大阪航空局発注工事との調整について(空港)
8-1-59		GNSSの使用について(空港)
8-1-60		管理技術者等の配置等について(空港)
8-1-61		熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事について(空港)
8-1-62		工事書類簡素化の試行について(空港)
		別紙: 工事書類簡素化一覧表

## 記 載 事 項

### 8-1-1 適用

九州地方整備局港湾・空港工事特記仕様書共通編の適用は、各工事毎の港湾・空港工事特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に添付する別紙-1によるものとする。

(特記事項)

### 8-1-2 高気圧作業の安全衛生規則について

高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令(平成27年4月1日施行)に伴い、潜水作業を行う場合は、安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。

### 8-1-3 濁りの発生について

施工にあたっては、濁りが発生しないよう十分留意しなければならない。

### 8-1-4 既設構造物への損傷について

施工にあたっては、既設構造物に損傷を与えないよう十分留意しなければならない。

### 8-1-5 コンクリートの推定強度の算定について

コンクリートの強度が材令28日より難しい場合は、推定値としての強度を確認すること。なお、推定強度の算定は、事前に監督職員に關係資料を提出し、承諾を得なければならない。

### 8-1-6 カキ殻等の除去及び処分について

既設コンクリート面に付着しているカキ殻等の除去及び処分が生じた場合は、監督職員と協議する。

### 8-1-7 貝殻くず等の除去及び処分について

ケレン作業で貝殻くず等の除去及び処分が生じた場合は、監督職員と協議する。

### 8-1-8 石綿障害予防法について

石綿障害予防法規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着や湿潤を保つ措置を行った場合、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合、特別の教育を受注者が実施した場合、これらに要した費用について監督職員と協議しなければならない。また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合で工期の変更がある場合は、監督職員と協議しなければならない。

### 8-1-9 構造物管理用測量用鉾の設置について

維持管理用測量用の定期観測地点として測量鉾を設置するものとする。なお、設置位置については、監督職員の承諾を得るものとする。

### 8-1-10 制限区域への立入について

本工事において、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第29条第1項に基づき設定された制限区域に立ち入る場合、受注者は、埠頭保安管理者の指示に従って、必要な処置を講じなければならない。

### 8-1-11 絞に対する安全対策が必要とされる場合は、監督職員と協議し、適切な対策を講じなければならない。

### 8-1-12 地下埋設物について

別添図に示すとおり、本工事の施工区域及びその周辺に地下埋設された横断工作物が想定されるため、受注者は、施工に先立ち、工作物設置者に詳細を確認し、安全な施工に努めなければならない。

### 8-1-13 低騒音型・低振動型機械の使用について

本工事の施工にあたっては、周辺環境対策の一環として、「平成9年7月31日付 建設省告示第1536号、改正平成12年12月22日付 建設告示第2438号、改正平成13年4月9日付 国土交通省告示第487号」により定められた低騒音型・低振動型を使用するものとする。なお、低騒音型・低振動型を使用できない場合は、監督職員と協議しなければならない。

8-1-14 ISO認証取得の活用工事について

JIS Q 9001 (ISO9001)に関する事項については以下によるものとする。

(1) 適用

- 1) 当該工事は、JIS Q 9001 (ISO9001) 認証取得している受注者が希望する場合、監督業務の一部を受注者の自主的な施工管理活動を活用する等の「ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱い」を行う工事である。

なお、受注者が共同企業体の場合における「ISO9001 認証取得している受注者」とは、すべての構成員がISO9001 認証取得者である共同企業体をいう。

「ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱い」を希望する受注者は、工事請負契約後14日以内に、次に掲げる書類を添えて申請書を提出しなければならない。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

① ISO9001 認証の取得に係る登録証の写し

② ISO9001 審査に係る次の書類

イ 直近の審査報告書(初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。)の写し

ロ イの審査に係る合否判定結果の写し

③ 申請に係る工事を担当する内部組織がISO9001 認証取得している場合にあっては、その旨を示す書類

④ ISO9001 認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類

⑤ 申請者が申請日の前年度及び前々年度(申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年度及びその前年度)に地方整備局の所掌する港湾工事を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての請負工事成績評定通知書の写し

⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001 認証の取得以降に地方整備局の所掌する港湾工事成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の請負工事成績評定通知書の写し

- 2) 契約締結後、JIS Q 9001 (ISO9001) の認証の維持に関して不測の事態又は疑義が生じた場合は、直ちに監督職員に報告し、協議するものとする。
- 3) ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合は、従来の監督業務のうち、「指定材料の確認」、「工事施工状況の確認」、「出来形の確認」、「施工状況検査」については、原則として、受注者の自主的な施工管理活動を活用して実施するものとする。また、適切な時期に、監督職員が受注者の自主検査記録と品質システム運用状況を確認、把握するものとする。
- 4) 監督職員が、適切な時期に受注者の自主検査記録と品質システム運用状況を確認、把握した結果、不都合が多いと認められた場合は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いを中止し、従前の監督業務を実施するものとする。

(2) 当該工物品質計画書の提出

ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合、受注者は、品質システム文書(マニュアル、手順書、品質計画書)のうち、当該工物品質計画書を工事着手前までに監督職員に提出するものとする。

この場合、施工計画書と当該工物品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、品質計画書の記述を施工計画書に参照又は引用する構成で作成してもよい。または、当該工物品質計画書と施工計画書の双方が網羅されていれば1冊に統合した構成で作成してもよい。なお、施工計画書と当該工物品質計画書の構成については、監督職員と協議の上決定し作成するものとする。

また、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ各組織ごとに別々に認証取得している場合には、各組織ごとに当該工物品質計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合は、当該工物品質計画書において各組織との関係を明確に記述するものとする。特に各組織に分担された工事の進め方等について記述するものとする。

1) 受注者が甲型経常建設共同企業体の場合

甲型経常建設共同企業体については出資比率が最大の者、もしくは、出資比率が同率の場合はどちらか一方(以下「出資比率が最大の者等」という。)の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用するものとする。

ただし、工場製作等で代表企業と作業場所を異にする作業がある場合には、当該作業を行う共同企業体構成員も認証取得しているものとする。

また、甲型経常建設共同企業体については出資比率の最大の者等の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用することを当該工事品質計画書に記述するものとする。また、当該工事品質計画書又は施工計画書には、代表者と構成員の関係を記述するものとする。

2) 受注者が乙型経常建設共同企業体の場合

乙型経常建設共同企業体は、各構成員の当該工事品質計画書を監督職員に提出するものとする。

また、乙型経常建設共同企業体の代表者を含む各構成員は、当該工事品質計画書又は施工計画書に各構成員に分担された工事進め方、責任の分担などについて、当該工事品質計画書又は施工計画書に記述するものとする。

(3) 検査時の提出書類

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、監督業務のうち、受注者の品質システムに基づき作成する、品質管理及び出来形管理に関する書類については、必要事項が網羅されている場合に限り、監督職員が承諾の上、指定様式等によらず受注者の自主検査記録等の様式により提出しても良いものとする。

(4) 内部品質監査の実施

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、以下に定める事項に基づき、内部品質監査を実施するものとする。

1) 内部品質監査員の資格基準

内部品質監査における監査チームのリーダーは、10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士等の資格を有すると共に、(公財)日本適合性認定協会(JAB)の認定を受けている審査員養成機関が実施する内部品質監査員養成セミナー(研修)またはそれと同等の研修を終了し、その後、現場作業所を対象に監査チームのリーダーを経験した者とする。

2) 実施時期

内部品質監査は、施工途中及び工事完了前に実施する。なお、施工途中においては、6ヶ月を越えない間隔で実施する。

なお、受注者は、当該工事品質計画書又は施工計画書に、当該工事で実際に内部品質監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記述するものとする。

(5) 検査・測定及び試験の担当者と承認者の明確化

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者、承認者を定めるものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書又は施工計画書に、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者、承認者を記述するものとする。

(6) 検査・測定装置及び試験装置の管理

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、検査・測定装置の管理担当者を定めて、校正、使用前点検等を実施し、適切に管理するものとする。また、検査・測定装置及び試験装置の管理の記録に関し、監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書及び施工計画書に、必要とする検査・測定装置及び試験装置の名称、管理担当者、承認者及び管理方法を記述するものとする。対象となる検査・測定装置とは、その結果が目視等では確認できず数字のみでしか管理できないものとする。

(7) トレーサビリティの確保

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、必要とする材料について、工事完了後に、使用場所、時期、品質が確認できるよう、管理を行うものとする。トレーサビリティの管理の記録に関して、監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書及び施工計画書に、必要とする材料について管理項目、管理方法を具体的に記述するものとする。

(8) 品質記録

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従うものとする。

8-1-15 施工プロセス試行工事について

本工事は、施工プロセスを通じた検査の試行対象工事であり、実施にあたっては、「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領」に基づき行うものとする。

8-1-16 技術提案について

入札時に提案した技術提案により、落札した受注者については、以下の特記事項の対象とする。

(1) 技術提案履行計画書

受注者は、入札時に提案した技術提案のうち、競争参加資格通知時に「実施義務有り」として通知された技術提案については、技術提案履行計画書を作成し、施工しなければならない。また、受注者は、履行確認方法を監督職員と協議し、併せて技術提案履行計画書に記載のうえ、監督職員に提出しなければならない。

(2) 技術提案履行計画書の変更

予期することができない特別な状態または発注者の事情による設計条件の変更が生じたことにより、技術提案に基づく施工ができない場合は、発注者と協議するものとする。なお、協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、監督職員に提出するものとする。

(3) 技術提案の保護

技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りでない。

(4) 責任の所在

発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において技術提案範囲に係る部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

(5) その他

技術提案に基づく請負代金額の変更は、行わないものとする。

8-1-17 技術的所見について

入札時に提案した技術的所見により、落札した受注者については、以下の特記事項の対象とする。

(1) 技術的所見履行計画書

受注者は、入札時に提案した技術的所見のうち、競争参加資格通知時に「実施義務有り」として通知された技術的所見については、技術的所見履行計画書を作成し、施工しなければならない。また、受注者は、履行確認方法を監督職員と協議し、併せて技術的所見履行計画書に記載のうえ、監督職員に提出しなければならない。

(2) 技術的所見履行計画書の変更

予期することができない特別な状態または発注者の事情による設計条件の変更が生じたことにより、技術的所見に基づく施工ができない場合は、発注者と協議するものとする。なお、協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術的所見履行計画書の変更を行い、監督職員に提出するものとする。

(3) 技術的所見の保護

技術的所見については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りでない。

(4) 責任の所在

発注者が技術的所見を適正と認めることにより、設計図書において技術的所見範囲に係る部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

(5) その他

技術的所見に基づく請負代金額の変更は、行わないものとする。

8-1-18 配慮事項について

入札時に提案した配慮事項により、落札した受注者については、以下の特記事項の対象とする。

(1) 配慮事項の履行

受注者は、入札時に提案した配慮事項の内容を施工計画書に記載のうえ、監督職員に提出しなければならない。

(2) その他

配慮事項に基づく請負代金額の変更は、行わないものとする。

8-1-19 出来高部分払方式の固定式の場合について

本工事は、出来高に応じた部分払を実施する出来高部分払方式の対象工事であり、実施にあたっては、「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

8-1-20 出来高部分払方式の選択式の場合について

本工事は、出来高に応じた部分払を選択できる「出来高部分払方式」の対象工事であり、出来高部分払方式を選択した場合は、「出来高部分払方式実施要領」に基づき出来高部分払を行うものとする。

8-1-21 出来高部分払方式の実施について

本工事は、出来高に応じた部分払を選択できる出来高部分払方式の対象工事であり、受注者が「出来高部分払方式」を選択した場合、本工事は出来高部分払は、「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

8-1-22 低入札価格調査制度の工事コスト調査について

低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合においては、受注者は「共通仕様書」に記載されたものの他、追加として下記の調査に協力しなければならない。

(1) 受注者は、下請負者の協力を得て下記の調査票を作成し、工事完了後、速やかに発注者に提出しなければならない。なお、調査票等については、別途監督職員から指示する。

(2) 受注者は、提出された調査票等について、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3) 提出された調査票は、九州地方整備局港湾空港部及び事務所のホームページにより公表する。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表-3	受注者の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	受注者の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	受注者、下請負者の工事費内訳

8-1-23 設計三者会議の設置について

(1) 本工事は、施工段階において設計思想の伝達及び情報共有を図ることを目的として、発注者、設計者及び受注者が一堂に会する会議(以下、「設計三者会議」という。)を監督職員と協議のうえ、開催することができる。



- (2) 設計三者会議の開催時期は、受注者が設計図書の照査を完了した後を基本とするが、監督職員と協議し決定するものとする。なお、施工途中において設計図書等の内容に疑義が生じた場合、複数回開催する場合もある。

会議の開催は、別途監督職員より通知する「設計三者会議実施要領」に基づき行うものとする。

8-1-24 三者連絡会の設置について

本工事は、発注者、受注者及び下請負者を含め工事の施工体制について、相互確認するため三者連絡会を適時適切に開催する対象工事である。開催については受発注者間の協議により設置することができ、下請負者の参加範囲、開催内容及び開催時期については、別途監督職員より通知するものとする。なお、開催にあたり協力するものとする。

8-1-25 管理技術者等の配置について

- (1) 本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等を配置する。

- (2) 本工事を担当する管理技術者等の氏名は、後日通知する。

- (3) 管理技術者等が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ただし、管理技術者等は、工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

8-1-26 管理技術者等及び品質監視員の配置等について

- (1) 本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等及び施工プロセスを通じて施工の監視を行う品質監視員等を配置等する。

- (2) 本工事を担当する管理技術者等及び品質監視員の氏名は、後日通知する。

- (3) 管理技術者等が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ただし、管理技術者等は、工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

- (4) 品質監視員が現場に臨場する場合は、その業務に協力しなければならない。また、工事目的物の品質確保の観点から、本工事の施工方法に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。なお、品質監視員は、工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではない。

8-1-27 監督職員等からの不適切な指示を受けたと思料される場合の対応について

- (1) 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料される時は、当該監督職員を経由せずに、副局長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

8-1-28 任意着手制度対象工事の技術者の配置について

主任技術者又は監理技術者(以下、「監理技術者等」という。)の配置及び専任については以下によるものとする。

- (1) 契約締結日から工事開始日までの期間については、監理技術者等の工事現場への配置を要しない。

- (2) 工事開始日から工期末日までの期間については、監理技術者等を工事現場へ専任で配置することを基本とする。

- (3) 工事完成後、工事完成検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合は除く)、事務手続き、後片付け等のみが工期末日まで残っている期間については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。なお、工期末日の翌日以降に工事完成検査を行う場合の専任期間は、工期末日までとする。

- (4) 早期に工事完成検査後の事務手続き、後片付け等について完了したことが確認できた場合、工期末日まで残っている期間については、監理技術者等の工事現場への配置を要しない。

- (5) 届けられた工事開始日によって当局が想定した積算条件に変更が生じても、設計変更は行わないものとする。

8-1-29 公表後の工事数量及び施工条件の変更について

- (1) 設計図書公表後に工事数量及び施工条件に変更が生じた場合は、契約変更を行うものとする。

8-1-30 設計変更協議会の設置について

- (1) 本工事において、設計変更の可能性がある場合、受注者は、設計変更の妥当性等について協議を行う場である「設計変更協議会」の開催について、主任現場監督員に対して発議することができる。

- (2) 「設計変更協議会」の概要及び開催手続き等については、別途監督職員より通知する。

8-1-31 契約内容の変更手続きについて

- (1) 本工事における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。

8-1-32 想定した費用の施工方法等の変更について

- (1) 施工方法を想定し費用を算定している工種について、契約締結後に判明した現場状況等により、施工方法等が変更となる時は、監督職員と協議し、その費用を変更する場合がある。なお、これに伴う変更契約は工期末日までに行うものとする。

8-1-33 設計変更等について

- (1) 設計変更等については、工事請負契約書第18条から第24条及び港湾工事共通仕様書本編1-1-16から1-1-18などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」(国土交通省港湾局)を参考とするものとする。

8-1-34 行政情報流出防止対策の強化について

- (1) 受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。

- (2) 受注者は、施工計画書等のその他に情報セキュリティに関する対策について記載すること。  
受注者は、監督職員より特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合は、提示しなければならない。

- (3) 受注者は、工事等の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。

- (4) 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

- 1) 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

- 1) 受注者は、発注者の許可無く工事等の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下「社員等」という。)に対し、行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

- 3) 受注者は、下請負業者に対し、本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

- 1) 受注者は、本工事等の履行に関し、発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。)については、本工事等の工事完了後又は本工事の途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。なお、本工事の実施において付加、変更及び作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置するものとする。
- 2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
  - イ) 工事等で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
  - ロ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
  - ハ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

- 1) 受注者は、本工事等の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。
  - イ) 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
  - ロ) セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
  - ハ) セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
  - ニ) セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
  - ホ) 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本工事等の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 2) 1)の場合においては、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- (5) 受注者は、施工計画書等及び情報流出防止対策に記載された内容を確実に実施するとともに、実施したことを確認できる資料を作成し、監督職員に報告しなければならない。

#### 8-1-35 工事書類簡素化の試行について

- (1) 受注者は、別添『工事書類簡素化試行一覧表』に示す試行内容に基づき、工事関係書類を作成し、提示若しくは提出するものとする。
- (2) 工事関係書類の作成にあたっては、別添『工事書類簡素化試行一覧表』の「港湾工事共通仕様書」の試行内容を適用する。なお、同一覧表の「港湾工事品質管理基準」、「港湾工事出来形管理基準」並びに「港湾工事写真管理基準」に示す試行内容については、本工事の工種に合致する工種について適用するものとする。
- (3) 受注者は、別添『工事書類簡素化試行一覧表』に示す以外の内容について、簡素化の提案がある場合、若しくは、監督職員が追加提示する内容について、監督職員と協議のうえ試行対象とすることが出来るものとする。

#### 8-1-36 工事書類集約化の試行について

- (1) 受注者は、別添『工事書類集約化試行一覧表』に示す試行内容に基づき、工事関係書類を作成し、提出するものとする。ただし、本試行内容により工事関係書類を作成することが明らかに負担となる際は、本試行内容を適用しなくてもよい。なお、工事関係書類の様式については、別途監督職員より提供するものとする。
- (2) 受注者は、別添『工事書類集約化試行一覧表』に示す以外の内容について、集約化の提案がある場合、若しくは、監督職員が追加提示する内容について、監督職員と協議のうえ試行対象とすることが出来るものとする。
- (3) 受注者は、アンケート等のフォローアップ調査等の実施に関する指示がある場合には、これに協力しなければならない。

8-1-37 クイックレスポンス実施工事について

- (1) 「クイックレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- (2) 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員の確認を受けること。
- (3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合は、速やかに監督職員へ報告すること。

8-1-38 ICT浚渫工（発注者指定型）「ICTを活用した施工」について

(1) ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

(2) 定義

- 1) i-Construction とは、ICTの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、本工事では、その実現に向けてICTを活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
- 2) ICT活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICTを全面的に活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ ICTを活用した施工
- ④ 3次元出来形測量
- ⑤ 3次元データの納品

- (3) 原則、本工事の浚渫工施工範囲の全てで適用することとする。また、具体的なICT機器の内容については監督職員の承諾を得るものとし、実施内容等については施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

(4) ICTを用い、以下の施工を実施する。

1) 3次元起工測量

受注者は、本工事の起工測量（水深測量）において、「マルチビームを用いた深淺測量マニュアル（浚渫工編）（令和3年4月改定版）」に基づいて、測量を行うものとする。

2) 3次元数量計算

設計図書を用いて、3次元設計データの作成を行い、このデータと、1)により得られた3次元データを用いて数量計算を行うものとする。なお、数量計算は、「3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（浚渫工事編）（令和3年4月改定版）」に基づいて行うものとする。

3) ICTを活用した施工

1)により得られた3次元データを用いて、ICTを活用した施工を行うものとする。

- ① グラブバケットの平面位置と目標浚渫位置・深度をリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。
- ② カッターヘッドの平面位置・目標浚渫位置・深度をリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。
- ③ バックホウのバケットの平面位置・目標浚渫位置・深度をリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。

※①、②、③を工種において選択する。

4) 3次元出来形測量

受注者は、浚渫工が完了した後、「マルチビームを用いた水深測量（出来形測量）」を行い、出来形管理を行う。なお、出来形管理については、「3次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）（令和3年4月改定版）」及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に準ずるものとする。

※水路測量を行う場合は『なお、水路測量の出来形管理については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」、海上保安庁の「水路測量業務準則」及び「水路測量業務準則施行細則」に準ずるものとする。』と記載する。

5) 3次元データの納品

4)により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

- (5) 上記1)～5)を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達し、また、施工に必要なICT活用施工用データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、アプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議のうえ、承諾を得なければならない。

発注者は、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

- (6) 本工事は、ICT活用工事であるため、アンケート調査や測量データの提供等、必要な協力を行わなければならない。

- (7) 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

(8) 検査

1) 浚渫工の検査

浚渫工は、「3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領(浚渫工編)令和3年4月改定版」に基づき実施する。

(9) ICT活用工事の費用について

- 1) 「ICT活用工事に関する費用の計上については、「ICT活用工事積算要領(浚渫工編)(令和3年4月改定版)」に基づき費用を計上している。

- 2) 「施工実態調査」を実施する場合はこれに協力すること。

8-1-39 ICT浚渫工(施工者希望型)「ICTを活用した施工」について

- (1) 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

- (2) ※発注者指定型と同じ

- (3) 受注者は、本工事においてICTを全面的に活用するためICT活用工事の適用を選択できる。

- (4) 受注者は、上記を選択した場合、入札にあたりICT活用工事計画書【浚渫工】(別記様式-1)を提出した後、その内容を施工計画書に記載しICT活用施工を行う。

- (5) ※発注者指定型(3)と同じ

- (6) ※発注者指定型(4)と同じ

- (7) ※発注者指定型(5)と同じ

- (8) ※発注者指定型(6)と同じ

- (9) ※発注者指定型(7)と同じ

(10) 検査

1) 浚渫工の検査

※発注者指定型と同じ

(11) ICT活用工事の費用について

- 1) 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、設計変更の対象とし、「ICT活用工事積算要領(浚渫工編)(令和3年4月版)」により計上することとする。

- 2) 「施工実態調査」を実施する場合はこれに協力すること。

8-1-40 ICT基礎工(「発注者指定型」『ICTを活用した施工』の場合)

(1) ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

(2) 定義

- 1) ※ICT浚渫工(発注者指定型『ICTを活用した施工』)と同じ
- 2) ICT活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICTを全面的に活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ ICTを活用した施工
- ④ 3次元データの納品

- (3) 原則、本工事の基礎工で適用することとする。また、具体的なICT機器の内容については監督職員の承諾を得るものとし、実施内容等については施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

(4) ICTを用い、以下の施工を実施する。

1) 3次元起工測量

受注者は、本工事の起工測量において、「3次元データを用いた港湾工事数量算出要領(基礎工編)(令和〇〇年〇月版)」により、測量を行うものとする。

※捨石投入を行う工事のみ実施。

2) 3次元数量計算

設計図書を用いて、3次元設計データの作成を行い、このデータと、1)により得られた3次元データを用いて数量計算を行うものとする。なお、数量計算は、「3次元データを用いた港湾工事数量算出要領(基礎工編)(令和2年4月版)」に基づいて行うものとする。

3) ICTを活用した施工

1)により得られた3次元データを用いて、ICTを活用した施工を行うものとする。

①捨石投入用バケット位置と目標投入位置をリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。

②均しについては、潜水土船での人力均しを想定し、積算計上している。

4) 3次元データの納品

2)により確認された3次元数量計算データを、工事完成図書として納品する。

- (5) 上記1)～4)を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達し、また、施工に必要なICT活用施工用データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、アプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議のうえ、承諾を得なければならない。

発注者は、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(6) ※ICT浚渫工(発注者指定型)と同じ

(7) ※ICT浚渫工(発注者指定型)と同じ

(8) ICT活用工事の費用について

- 1) ICT活用工事に関する費用については、「ICT活用工事積算要領(基礎工編)(令和2年4月版)」に基づき費用を計上している。

- 2) 「施工実態調査」を実施する場合はこれに協力すること。

8-1-41 ICT基礎工(「発注者指定型」『ICTを活用した施工』の場合(機械均し))

(1) ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

(2) 定義

- 1) ※ICT浚渫工(発注者指定型『ICTを活用した施工』)と同じ
- 2) ICT活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICTを全面的に活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ ICTを活用した施工
- ④ 3次元データの納品

- (3) 原則、本工事の基礎工で適用することとする。また、具体的なICT機器の内容については監督職員の承諾を得るものとし、実施内容等については施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

(4) ICTを用い、以下の施工を実施する。

1) 3次元起工測量

受注者は、本工事の起工測量において、「3次元データを用いた港湾工事数量算出要領(基礎工編)(令和〇〇年〇月版)」により、測量を行うものとする。

※捨石投入を行う工事のみ実施。

2) 3次元数量計算

設計図書を用いて、3次元設計データの作成を行い、このデータと、1)により得られた3次元データを用いて数量計算を行うものとする。なお、数量計算は、「3次元データを用いた港湾工事数量算出要領(基礎工編)(令和2年4月版)」に基づいて行うものとする。

3) ICTを活用した施工

1)により得られた3次元データを用いて、ICTを活用した施工を行うものとする。

①捨石投入用バケット位置と目標投入位置をリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。

②均し機の位置と目標均し高さをリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。

4) 3次元データの納品

2)により確認された3次元数量計算データを、工事完成図書として納品する。

- (5) 上記1)～4)を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達し、また、施工に必要なICT活用施工用データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、アプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議のうえ、承諾を得なければならない。

発注者は、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

- (6) ※ICT浚渫工(発注者指定型)と同じ

- (7) ※ICT浚渫工(発注者指定型)と同じ

(8) ICT活用工事の費用について

- 1) ICT活用工事に関する費用については、「ICT活用工事積算要領(基礎工編)(令和2年4月版)」に基づき費用を計上している。

- 2) 「施工実態調査」を実施する場合はこれに協力すること。

8-1-42 ICT基礎工(施工者希望型)『ICTを活用した施工』の場合

(1) ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

(2) ※発注者指定型と同じ

(3) 受注者は、本工事においてICTを全面的に活用するためICT活用工事の適用を選択できる。

(4) 受注者は、上記を選択した場合、入札にあたりICT活用工事計画書【基礎工】(別記様式-1)を提出した後、その内容を施工計画書に記載しICT活用施工を行う。

(5) ※発注者指定型(3)と同じ

(6) ※発注者指定型(4)と同じ

(7) ※発注者指定型(5)と同じ

(8) ※発注者指定型(6)と同じ

(9) ※発注者指定型(7)と同じ

(10) ICT活用工事の費用について

1) 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、設計変更の対象とし、「ICT活用工事積算要領(基礎工編)(令和2年4月版)」により計上することとする。

2) 「施工実態調査」を実施する場合はこれに協力すること。

8-1-43 ICT基礎工(施工者希望型)『ICTを活用した施工』の場合(機械均し)

(1) ※発注者指定型と同じ

(2) ※発注者指定型と同じ

(3) 受注者は、本工事においてICTを全面的に活用するためICT活用工事の適用を選択できる。

(4) 受注者は、上記を選択した場合、入札にあたりICT活用工事計画書【基礎工】(別記様式-1)を提出した後、その内容を施工計画書に記載しICT活用施工を行う。

(5) ※発注者指定型(3)と同じ

(6) ※発注者指定型(機械均し)(4)と同じ

(7) ※発注者指定型(5)と同じ

(8) ※発注者指定型(6)と同じ

(9) ※発注者指定型(7)と同じ

(10) ICT活用工事の費用について

1) 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、設計変更の対象とし、「ICT活用工事積算要領(基礎工編)(令和2年4月版)」により計上する。

2) 「施工実態調査」を実施する場合はこれに協力すること。

8-1-44 ICTブロック据付工(「発注者指定型」)『ICTを活用した施工』の場合

(1) ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、施工、3次元測量及び工事完成図書や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

(2) 定義

1) i-Constructionとは、ICTの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、本工事では、その実現に向けてICTを活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。

2) ICT活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICTを全面的に活用する工事である。

① ICTを活用した施工

② 3次元測量

③ 3次元データの納品



(3) 原則、本工事の被覆・根固・消波ブロック据付工施工範囲で適用することとする。また、具体的なICT機器の内容については監督職員の承諾を得るものとし、実施内容等については施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

(4) ICTを用い、以下の施工を実施する。

1) ICTを活用した施工

据付用ブロックの位置と目標据付位置をリアルタイムに可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。

なお、『①超音波によるリアルタイム水中可視化(水中ソナー)、②GNSSによる位置決め(GNSS)、③方位・船体動揺の計測、補正(慣性航法装置等)、④水中音速による距離補正(水中音速度計)の機器を組合せて、対象物の形状と位置を確認できる技術を用いた施工』を想定しているが、調達が困難である場合や使用条件が合わない場合等は監督職員と協議を行うものとする。

2) 3次元測量

受注者は、工事完了後、「マルチビーム及びUAV等を用いた3次元測量を行い、完成形状の把握を行う。

なお、測量にあたっては、「ICT機器を用いた測量マニュアル(ブロック据付工編)(令和2年4月)」に基づいて行うものとする。

※消波ブロック据付完了後、構造物が完成形状となった場合にのみ行う。

3) 3次元データの納品

2)の結果を基に3次元完成断面形状のモデル作成を行い、工事完成図書として納品する。

※消波ブロック等据付完了後、構造物が完成形状となった場合にのみ行う。

(5) 上記1)～3)を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達し、また、施工に必要なICT活用施工用データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、アプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議のうえ、承諾を得なければならない。

発注者は、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(6) ※ICT基礎工(発注者指定型)と同じ

(7) ※ICT基礎工(発注者指定型)と同じ

(8) ICT活用工事の費用について

1) ICT活用工事に関する費用については、「ICT活用工事積算要領(ブロック据付工編)(令和〇〇年〇月版)」に基づき費用の計上を行うものとする。なお、『①ICTを活用した施工』で使用する施工管理システムは「8-1-44(4)1)ICTを活用した施工」に記載する機能を有する機器を想定しているが、これによりがたい場合は、監督職員と協議を行い、変更を指示する場合がある。

2) 「施工実態調査」を実施する場合はこれに協力すること。

8-1-45 ICTブロック据付工(施工者希望型)『ICTを活用した施工』の場合

(1) ICT活用工事について

1) ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、施工、3次元測量及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

(2) 定義

1) ※発注者指定型と同じ

2) ICT活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICTを全面的に活用する工事である。

対象は、被覆・根固工、消波工のブロック据付に伴う測量を含めるものとする。

① ICTを活用した施工

② 3次元測量

③ 3次元データの納品

(3) 受注者は、本工事においてICTを全面的に活用するためICT活用工事の適用を選択できる。

(4) 受注者は、上記を選択した場合、入札にあたりICT活用工事計画書【ブロック据付工】(別記様式-1)を提出した後、その内容を施工計画書に記載しICT活用施工を行う。

- (5) ※発注者指定型(3)と同じ
- (6) ※発注者指定型(4)と同じ
- (7) ※発注者指定型(5)と同じ
- (8) ※発注者指定型(6)と同じ
- (9) ※発注者指定型(7)と同じ
- (10) ICT活用工事の費用について

- 1) 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、設計変更の対象とし、「ICT活用工事積算要領(ブロック据付工編)(令和2年4月版)」により計上することとする。
- 2) 「施工実態調査」を実施する場合はこれに協力すること。

8-1-46 ICT本体工(「発注者指定型」)の場合

(1) ICT活用工事について

1) ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、施工時に3次元データを活用するICT活用工事である。

(2) 定義

1) ※ICT浚渫工(発注者指定型『ICTを活用した施工』)と同じ

2) ICT活用モデル工事とは、建設生産プロセスの施工の段階において、ICTを全面的に活用する工事である。

(3) 原則、本工事の本体工のケーソン据付で適用することとする。また、具体的なICT機器の内容及び対象範囲についても監督職員と協議するものとし、実施内容等については施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

(4) ICTを用い、以下の施工を実施する。

1) ICTを活用した施工

据付用ケーソンの位置と目標据付位置をリアルタイムに可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。なお、同時に注排水ポンプは自動化施工を行うものとする。

(5) 上記1)を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達し、また、施工に必要なICT活用施工用データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、アプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議のうえ、承諾を得なければならない。

発注者は、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(6) 本工事は、ICT活用モデル工事であるため、アンケート調査や測量データの提供等、必要な協力を行わなければならない。

(7) 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

(8) ICT活用工事の費用について

1) ICT活用工事に関する費用については、「ICT活用工事積算要領(本体工編)(令和2年4月版)」に基づき費用を計上している。

2) 「施工実態調査」を実施する場合はこれに協力すること。

8-1-47 ICT本体工(「施工者希望型」)の場合

(1) 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、施工時に3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

(2) 定義

1) ※ICT浚渫工(発注者指定型『ICTを活用した施工』)と同じ

2) ICT活用モデル工事とは、建設生産プロセスの施工の段階において、ICTに活用する工事である。

(3) 受注者は、本工事においてICTを全面的に活用するためICT活用工事の適用を選択できる。

(4) 受注者は、上記を選択した場合、入札にあたりICT活用工事計画書【本体工】(別記様式-2)を提出した後、その内容を施工計画書に記載しICT活用施工を行う。

(5) ※発注者指定型(3)と同じ

(6) ※発注者指定型(4)と同じ

(7) ※発注者指定型(5)と同じ

(8) ※発注者指定型(6)と同じ

(9) ※発注者指定型(7)と同じ

(10) ICT活用工事の費用について

- 1) 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、設計変更の対象とし、「ICT活用工事積算要領(本土工編)(令和2年4月版)」により計上することとする。
- 2) 「施工実態調査」を実施する場合はこれに協力すること。

8-1-48 ICT海上地盤改良工(発注者指定型)について

(1) ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

(2) 定義

- 1) i-Constructionとは、ICTの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、本工事では、その実現に向けてICTを活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。
- 2) ICT活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICTを全面的に活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ ICTを活用した施工
- ④ 3次元出来形測量
- ⑤ 3次元データの納品

- (3) 原則、本工事の床堀工・置換工施工範囲の全てで適用することとする。また、具体的なICT機器の内容については監督職員の承諾を得るものとし、実施内容等については施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

(4) ICTを用い、以下の施工を実施する。

1) 3次元起工測量

受注者は、本工事の起工測量(水深測量)において、「マルチビームを用いた深淺測量マニュアル(海上地盤改良工:床堀工・置換工編)(令和〇年〇月改定版)」に基づいて、測量を行うものとする。

2) 3次元数量計算

設計図書を用いて、3次元設計データの作成を行い、このデータと、1)により得られた3次元データを用いて数量計算を行うものとする。なお、数量計算は、「3次元データを用いた港湾工事数量算出要領(海上地盤改良工:床堀工・置換工編)(令和〇年〇月改定版)」に基づいて行うものとする。

3) ICTを活用した施工

(床堀工)

1)により得られた3次元データを用いて、ICTを活用した施工を行うものとする。

- ① グラブバケットの平面位置と目標床堀位置・深度をリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。
- ② カッターヘッドの平面位置・目標床堀位置・深度をリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。
- ③ バックホウのバケットの平面位置・目標床堀位置・深度をリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。

※①、②、③を工種において選択する。

(置換工)

1)または4)により得られた3次元データを用いて、ICTを活用した施工を行うものとする。

- ① 捨石投入用バケット位置と目標投入位置をリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。

※1)または4)は工事の内容により決定する。

4) 3次元出来形測量

受注者は、床掘工、置換工が完了した後、「マルチビームを用いた水深測量(出来形測量)」を行い、出来形管理を行う。

なお、出来形管理については、「3次元データを用いた出来形管理要領(海上地盤改良工:床掘工・置換工編)(令和〇年〇月改定版)及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(国土交通省港湾局)」に準ずるものとする。

5) 3次元データの納品

4)により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

(5) 上記1)～5)を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達し、また、施工に必要なICT活用施工用データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、アプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議のうえ、承諾を得なければならない。

発注者は、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(6) 本工事は、ICT活用工事であるため、アンケート調査や測量データの提供等、必要な協力を行わなければならない。

(7) 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

(8) 検査

1) 床掘工、置換工の検査

床掘工、置換工の検査は、「3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領(海上地盤改良工:床掘工・置換工編)令和〇年〇月改定版)に基づき実施する。

(9) ICT活用工事の費用について

1) 「ICT活用工事に関する費用の計上については、「ICT活用工事積算要領(海上地盤改良工:床掘工・置換工編)(令和〇年〇月改定版)」に基づき費用を計上している。

2) 「施工実態調査」を実施する場合はこれに協力すること。

8-1-49 ICT海上地盤改良工(施工者希望型)について

(1) ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

(2) 定義

※発注者指定型と同じ

(3) 受注者は、本工事においてICTを全面的に活用するためICT活用工事の適用を選択できる。

(4) 受注者は、上記を選択した場合、入札にあたりICT活用工事計画書【海上地盤改良工】(別記様式-1)を提出した後、その内容を施工計画書に記載しICT活用施工を行う。

(5) ※発注者指定型(3)と同じ

(6) ※発注者指定型(4)と同じ

(7) ※発注者指定型(5)と同じ

(8) ※発注者指定型(6)と同じ

(9) ※発注者指定型(7)と同じ

(10) 検査

1) 浚渫工の検査

※発注者指定型と同じ

(11) ICT活用工事の費用について

1) 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、設計変更の対象とし、「ICT活用工事積算要領(海上地盤改良工:床掘工・置換工編)(令和〇〇年〇月版)」により計上することとする。

2) 「施工実態調査」を実施する場合はこれに協力すること。

8-1-50 「休日確保評価型」試行工事について

- (1) 試行工事において、週休2日、4週8休のいずれかを確保した場合には、工事成績評定の加点を行う。また、当初より4週8休以上の達成を前提とし、労務単価、機械経費(賃料)、共通仮設費率および現場管理費率に補正係数を乗じた費用を計上しているが、休日確保の達成状況により、4週8休に満たなかった場合には、契約変更を行うものとする。

8-1-51 快適トイレの試行

(1) 内容

受注者は、現場に以下の1)～11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。12)～17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- 1) 洋式便座器
- 2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- 3) 臭い逆流防止機能
- 4) 容易に開かない施錠機能
- 5) 照明設備
- 6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- 9) サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- 10) 鏡と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- 13) 擬音装置(機能を含む)
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調整が可能な設備
- 17) 小物置き場等(トイレトーパー予備置き場等)

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】1)～6)及び【付属品として備えるもの】7)～11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所」が点在する工事の積算適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

- (3) 快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

8-1-52 働きやすい職場環境を整備した工事

- (1) 働きやすい職場環境を整備した工事とは、8-1-51の快適トイレを導入した工事、かつ現場事務所において以下のいずれかの職場環境を整備した工事である。

・喫煙室、休憩室、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室

- (2) 受注者は、実施状況を監督職員へ提出するものとする。

8-1-53 担い手育成活動を実施した工事

(1) 担い手育成活動を実施した工事とは、土木業界に関係の有無に関わらず子供から大学生等までの若手に対し、受注者が現場視察・実習、講習会等(注)を開催し、建設業への関心の喚起や、作業船による施工、操船等の建設技術の習得の機会を提供した工事である。  
(注)受注者(下請を含む)の職員を対象としたものや、単に受注者(下請を含む)への就職を目的としたものは対象外。

(2) 受注者は、担い手育成活動を行う場合、事前に現場視察・実習、講習会等の目的、参加者、開催状況、効果等を記載した計画書を監督職員に提出するものとする。また、開催後に開催状況の実績を記載した書面を監督職員に提出するものとする。

8-1-54 工事品質確保調整会議について

本工事は、円滑な工事の実施及び品質の確保を図ることを目的として、受発注者とその双方の責任者が参加し、施工における条件、工事工程の確認及び調整、施工計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議(以下、「調整会議」という。)を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の見直しを完了した工事着手前を基本とするが、監督職員と協議し決定するものとする。なお、必要に応じて三者会議との合同による開催や設計変更協議会を兼ねて開催することができる。また、施工中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。会議の開催は、「工事品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。  
なお、受発注者双方の協議により調整会議の開催を省略することも可能とする。

8-1-55 品質管理について

アスファルト舗装(コンクリート舗装)の品質管理について下記追加項目を実施する。

実施時期	管理項目	管理方法
舗設材製作時	骨材品質管理	納入時品質証明書
	骨材搬入前ストック場所の確認	写真管理・チェックリスト
	骨材ストック状況確認	写真管理・チェックリスト
舗設材積込・運搬時	ダンプトラック荷台の確認	写真管理・チェックリスト
舗設時	舗設前路盤状況	写真管理・チェックリスト
	使用機械の整備状況	写真管理・チェックリスト
	型枠資材の管理状況	写真管理・チェックリスト
	工具等搬入資材の管理状況	写真管理・チェックリスト
舗設完了時	仕上時における異物確認	写真管理・チェックリスト

なお、詳細においては監督職員と協議の上決定するものとする。

8-1-56 工事用道路の清掃について

空港内の工事用道路は監督職員の指示する路線とし、工事に伴う路面の汚れについては速やかに清掃しなければならない。

8-1-57 他工事との工事工程及び施工方法の協議について

本工事の施工にあたっては他工事と密接な関係があることより、工事工程及び施工方法については監督職員と緊密に協議し、その指示に従わなければならない。

8-1-58 大阪航空局発注工事との調整について

本工事の施工にあたっては、大阪航空局発注の空港灯火等電気施設工事と同時施工となるので、受注者間にて調整のうえ施工しなければならない。

8-1-59 GNSSの使用について

本工事において、GNSSを使用する場合は、当該契約工事等の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

8-1-60 管理技術者等の配置等について

(1) 本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等を配置等する。

(2) 本工事を担当する管理技術者等の氏名は後日通知する。

- (3) 管理技術等が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

夜間工事中、工事に起因する事故等が発生した場合、速やかに監督職員へ現況及び対応策等を報告しなければならない。また、監督職員より指示を受けた管理技術者等から応急対応を求められた場合には、監督職員の指示であることを確認した上で、これに対応しなければならない。

ただし、管理技術者等は、工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

8-1-61 「熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う」試行工事について

(新型コロナウイルス対策を伴う場合)

・工事期間中の直近3カ年の真夏日の日数に応じて、新型コロナウイルス対策を伴う熱中症予防対策に資する現場管理費の補正をあらかじめ行う試行工事である。

(新型コロナウイルス対策を伴わない場合)

・工事期間中の直近3カ年の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正をあらかじめ行う試行工事である。

8-1-62 工事書類簡素化の試行について

- (1) 受注者は、別添『工事書類簡素化試行一覧表』に示す試行内容に基づき、工事関係書類を作成し、提出するものとする。
- (2) 受注者は、別添『工事書類簡素化試行一覧表』に示す以外の内容について、監督職員が追加する内容について、監督職員と協議のうえ試行対象とすることが出来るものとする。
- (3) 受注者は、工事書類簡素化の試行に関する効果、課題を把握するため、削減効果を定量的および定性的に整理のうえ報告すると共に、アンケート等のフォローアップ調査等の実施に関する指示がある場合には、これに協力しなければならない。